

(3) 矯正施設及び保護観察所の連携の強化

勸告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p>	
<p>(矯正施設及び更生保護官署の連携等に関する制度の概要)</p>	
<p>刑事施設からの仮釈放者及び少年院からの仮退院者は、更生保護法第 40 条及び第 42 条の規定に基づき、仮釈放及び仮退院の期間中は、保護観察に付されることとされている。</p>	表 1 - (3) - ①
<p>刑事施設又は少年院が、受刑者又は在院者を収容したときは、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成 20 年法務省令第 28 号）第 7 条の規定に基づき、刑事施設の長又は少年院の長は、速やかに、当該受刑者等に係る犯罪又は非行の概要、生活歴、改善指導の区分、少年院における矯正に関する計画等の事項を、書面により、保護観察所の長に通知することが義務付けられている。</p>	表 1 - (3) - ②
<p>また、刑事施設からの仮釈放及び少年院からの仮退院に当たっては、更生保護法第 34 条等の規定に基づき、刑事施設の長又は少年院の長は、地方更生保護委員会に対し、該当者の仮釈放又は仮退院を許すべき旨の申出を行うこととされている。申出を受けた地方更生保護委員会は、仮釈放又は仮退院を許可するか否かに関する審理を開始することとなるが、仮釈放又は仮退院を許すか否かを判断するに当たり、「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について」（平成 20 年 5 月 9 日付け法務省保観第 325 号矯正局長、保護局長依命通達）第 2 の 6 (3) イ及び第 2 の 6 (6) イに基づき、「仮釈放等審理調査票」及び「仮釈放等検討結果記録」を作成し、仮釈放又は仮退院を許す旨の決定後、対象者に係る帰住予定地を管轄する保護観察所に送付することとされている。</p>	表 1 - (3) - ③
<p>一方、仮釈放又は仮退院を許す旨の地方更生保護委員会の決定があった場合、少年院は、「少年院及び少年鑑別所に必要な帳簿の取扱いについて」（平成 13 年 3 月 22 日付け矯医第 671 号矯正局長通達）等により、仮退院者に対する処遇の結果等を記載した書類を、少年の仮退院時に保護観察所へ送付することとされているが、刑事施設は、受刑者の収容期間中、特別改善指導を含む矯正処遇の実施状況や評価結果等を記録することとされているものの、それらの記録を受刑者の仮釈放時に保護観察所へ提供することとはされていない。</p>	表 1 - (3) - ④
<p>また、保護観察期間の満了等により保護観察を終結する際、保護観察所の長は、「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について」第 7 の 4 (2) イに基づき、保護観察の終結時における就業又は就学状況、家庭の状況、保護観察終結の事由等について、少年院に対し通知することとされているが、刑事施設に対しては通知することとされていない。</p>	表 1 - (3) - ⑤
<p>(矯正施設と保護観察所との連携に関する提言等)</p>	
<p>矯正施設及び保護観察所の連携強化の必要性等に関し、「法務総合研究所研究</p>	表 1 - (3) - ⑥
<p>矯正施設及び保護観察所の連携強化の必要性等に関し、「法務総合研究所研究</p>	表 1 - (3) - ⑧

<p>部報告 27」においては、保護観察における処遇について、「施設内で受けてきた薬物乱用者処遇の効果を維持するための継続的処遇の一環としての意義も有する」とされ、「刑行施設からは入所時の分類調査票に基づく情報が保護観察所に提供されているが、十分に情報が共有されているとは言い難い状況にあるので、今後は、必要に応じて、最新の必要かつ十分な情報を提供することを検討すべき」とされている。</p> <p>また、「更生保護制度改革の提言」（平成 18 年 6 月 27 日更生保護のあり方を考える有識者会議報告）においては、「施設内処遇と社会内処遇との有機的な連携を確保し、仮釈放後の社会内処遇を効果的に行うため、これまで以上に豊富な情報が矯正から更生保護官署に提供されるようにすべきである。」との提言がなされている。</p>	<p>表 1 - (3) - ⑨</p>
<p>(保護観察所における覚せい剤事犯者処遇プログラムによる指導の実施)</p> <p>法務省は、覚せい剤事犯者に対する保護観察の充実強化を図るため、全国の保護観察所に対し、「覚せい剤事犯者処遇プログラムを活用した保護観察の実施について」（平成 20 年 5 月 9 日付け法務省保観第 347 号地方更生保護委員会委員長・保護観察所長あて保護局長通達）により、覚せい剤事犯者（自己使用の罪による。重い疾病又は障害などにより実施が困難な者を除く。）で仮釈放された者又は保護観察付執行猶予者を対象として、専門的知識に基づき体系化された覚せい剤事犯者処遇プログラムによる指導を行うよう通達しており、保護観察期間中、おおむね 2 週間に 1 回（少なくとも毎月 1 回）の頻度で保護観察所に出頭させ、同プログラムを受講させることとしている。</p> <p>しかし、同プログラムによる指導の対象者については、仮釈放者の場合は保護観察期間が 6 か月以上の者に限定しているほか、覚せい剤事犯者以外の薬物事犯者が保護観察に付された場合は、このような再乱用防止を目的とした専門的なプログラムによる指導は実施していない。</p>	<p>表 1 - (3) - ⑩</p>
<p>【調査結果】</p> <p>今回、13 刑事施設（10 刑務所及び 3 拘置所）、8 少年鑑別所及び 9 少年院並びに 2 地方更生保護委員会及び 8 保護観察所において、刑事施設又は少年院と保護観察所との連携状況及び保護観察所が実施する覚せい剤事犯者処遇プログラムによる指導状況等について調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>ア 矯正施設と保護観察所の連携の状況</p> <p>調査した 8 保護観察所において、刑事施設から仮釈放となった者各 1 人及び少年院から仮退院となった少年各 1 人計 16 人を任意に抽出して、これらの者に対する刑事施設又は少年院との相互の情報提供の状況をみると、次のとおりとなっていた。</p> <p>(ア) 刑事施設又は少年院から保護観察所への情報提供の状況</p>	<p>表 1 - (3) - ⑪</p>

a 刑事施設又は少年院における収容者の入所時等の情報

保護観察所では、刑事施設又は少年院における収容者の入所時等の情報について、各刑事施設からは「身上調査書（甲）」及び「身上変動通知書（甲）」、各少年院から「身上調査書（乙）」及び「身上変動通知書（乙）」により情報提供を受けており、その内容については、犯罪又は非行の概要、心身の状況、家族その他の生活環境、生活歴等、いずれもほぼ同様の事項について記載する様式となっている。

これらについて、8保護観察所が各刑事施設から受けたものと各少年院から受けたもののページ数の平均で比較してみると、刑事施設からは「身上調査書（甲）」5.3ページ及び「身上変動通知書（甲）」1.1ページで、合計6.4ページであるのに対し、各少年院からは「身上調査書（乙）」7.3ページ及び「身上変動通知書（乙）」8.5ページで、合計15.8ページとなっており、少年院から送付された「身上調査書（乙）」等には本人の生活歴や入所時からの変動事項が詳細に記載されているため、刑事施設より少年院の方が平均で2.5倍と多くなっている。

b 刑事施設又は少年院における処遇の結果等に関する情報

保護観察所では、刑事施設又は少年院における処遇の結果等に関する情報について、各刑事施設からは情報提供を受けていないのに対し、少年院からは、処遇の結果等が記録された「少年簿」、「個別的処遇計画（表）」及び「成績経過記録表」により情報提供を受けている。そのページ数については、8保護観察所の平均で、「少年簿」144.4ページ（上記iの「身上調査書（乙）」等を除く。）、「個別的処遇計画（表）」1.3ページ及び「成績経過記録表」1.8ページで、合計147.4ページ分の情報提供を受けている。

ただし、調査した13刑事施設においても、処遇の結果等について少年院が作成しているものほど詳細ではないが、「処遇調査票」及び「評価票」を作成しており、薬物依存離脱指導に関して、本人の希望・意欲、改善すべき問題点、矯正処遇の評価など、当該受刑者の仮釈放後に、引き続き保護観察所が再乱用防止に向けた処遇を行う上で、参考になると考えられる具体的な情報が記録されている。

なお、調査した8保護観察所のうち4保護観察所では、刑事施設が保有する薬物依存離脱指導の実施結果等に関する具体的な情報が提供された場合には、保護観察の開始時に実施計画を作成する際に、より具体的な課題や目標の設定が可能になるなどとして、刑事施設からの情報提供の充実を希望する意見がみられた。

(イ) 保護観察所から刑事施設又は少年院に対する情報提供の状況

8保護観察所では、仮退院した少年の保護観察を終結する際に、少年院に対し、「保護観察終結通知書（乙）」により、保護観察の終結時における就業又は就学状況、家庭の状況、保護観察終結の事由等について通知している。

表1-(3)-⑫

表1-(3)-⑬

一方、刑事施設に対しては、仮釈放された受刑者に係るこれらの内容について通知していない。

以上のように、仮釈放又は仮退院となった者に関し、刑事施設又は少年院から保護観察所に対して、収容者の入所時等の情報について同種の情報通知されていても情報量に倍以上の差異がある、処遇の結果等の情報は少年院からは提供されるが刑事施設からは提供されない、保護観察を終結した際の情報は保護観察所から少年院には通知されるが刑事施設には通知されないなどの状況がみられる。このような状況では、法務総合研究所研究部報告や更生保護制度改革の提言で指摘されているように十分に情報が共有されている状態とは言い難く、既に提供されている情報の内容や量も含めて相互の情報提供の在り方について検討する必要があると考えられる。

また、矯正施設及び更生保護官署間で相互に提供が行われている情報は、いずれも紙媒体で作成・保存及び提供されている状況である。

しかしながら、紙媒体で作成・保存及び情報提供が行われている状態では、例えば長期に刑事施設に収容されていた者などの各種処遇の実施結果等の個人記録は膨大であると想定されることから、その複写の手間、保管場所の確保などの問題を惹起する。また、再犯者の過去の犯歴や処遇結果などの抽出・分析や、既存の統計データ以外の情報が必要となった場合、集計作業等が膨大となり、適時・適切な対策を講じるための分析等を行う際の支障となる可能性もある。

このため、これまで以上に豊富な情報を矯正施設と更生保護官署間に相互提供されるようにするためには、これらの事務の省力化の観点から、個人情報に厳重なセキュリティを施した上で、電子媒体により相互の情報交換を行うことが効率的であると考えられる。

イ 刑事施設及び保護観察所における薬物再乱用防止に向けた指導状況

(ア) 刑事施設及び保護観察所における薬物再乱用防止に向けた指導の実施状況

調査した 13 刑事施設では、平成 20 年に仮釈放された R 1 指定者 839 人のうち、333 人 (39.7%) が、薬物依存離脱指導を受けていない。

このうち、薬物乱用の早期段階にある者が多いとみられ、B 指標受刑者に比べて改善更生の可能性が期待できる A 指標受刑者を指導する A 指標施設 7 施設についてみると、同年に仮釈放された R 1 指定者 344 人のうち、86 人 (25.0%) が薬物依存離脱指導を受けていない。

また、調査した 8 保護観察所では、平成 20 年 6 月から 21 年 3 月までの間に刑事施設から仮釈放された覚せい剤事犯者 (自己使用の罪による。重い疾病又は障害などにより実施が困難な者を除く。) 588 人のうち、440 人 (74.8%) は保護観察期間が 6 か月未満であった。これらの者は刑事施設に

表 1 - (3) - ⑭

表 1 - (3) - ⑮

おける薬物依存離脱指導の実施の有無にかかわらず、覚せい剤事犯者処遇プログラムの受講を義務付けられていない。

上記のとおり、8 保護観察所において、保護観察期間が6 か月未満であることから覚せい剤事犯者処遇プログラムの受講が義務付けられず、その対象外である率が 74.8%となっている状況をみると、覚せい剤事犯者に関しては、刑事施設が実施する薬物依存離脱指導を受けていない場合であっても、保護観察期間が6 か月未満であることにより保護観察所が実施する覚せい剤事犯者処遇プログラムの受講対象とならないため、結果としていずれの機関においてもプログラムによる指導を受けないまま社会に復帰する可能性がある。

特に、依存の度合いの進んでいない乱用の早期段階にある者が多いとみられる A 指標受刑者については、B 指標受刑者に比べて改善更生の可能性が期待できることから、乱用のできるだけ早期に薬物の再乱用防止に関する指導が実施されるのが効果的である。

このため、仮釈放される A 指標受刑者のうち、刑事施設において薬物依存離脱指導を受けることができなかった者については、刑事施設と保護観察所が連携を図り、保護観察所において薬物の再乱用防止に関するプログラムによる指導を確実に受けることができるようにする必要がある。

(4) 刑事施設における薬物依存離脱指導に係る取組事例

今回調査した名古屋刑務所では、従来から、グループワーク（1 グループ 7 人から 10 人程度で 2 グループ）による薬物依存離脱指導（1 クール 6 か月、年間 2 クール）を行ってきたが、指導対象者が R 1 指定者の 5 % 程度にとどまっていたことから指導方法を見直し、グループワークに加え、「集団指導移行版」（R 1 指定者にそれぞれの居室で薬物からの離脱のためのビデオにより学習させた上でワークシートを提出させる方式）を導入した。

法務省では、保護観察所における覚せい剤事犯者処遇プログラムの受講基準を保護観察期間 6 か月以上としている理由について、受講者は社会生活を営みながら保護観察所に出頭するため、保護観察期間内に覚せい剤事犯者処遇プログラムによる教育課程である 5 課程すべてを受講するためには、少なくとも 6 か月の保護観察期間が必要であるとしている。

しかし、保護観察期間が 6 か月未満であっても、確実に 2 週間に 1 回の頻度で保護観察所に出頭させて覚せい剤事犯者処遇プログラムを受講させることにより、受講期間を短縮させることが可能な場合もあり、また、例えば、上記の刑事施設で行われているような、薬物依存からの離脱のためのビデオやワークブックを貸し出すなどにより、保護観察期間が短期間の覚せい剤事犯者に対応する方法もあると考えられる。

表 1 - (3) - ⑩

また、保護観察所が実施する覚せい剤事犯者処遇プログラムは、覚せい剤事犯者以外の薬物事犯者を指導対象としていないことから、調査した8保護観察所では、平成20年に仮釈放により保護観察に付された薬物事犯者844人のうち、覚せい剤事犯者以外の63人(7.5%)に対しては、再乱用防止を目的とした専門的なプログラムによる指導が実施されていない。このため、これらの者が刑事施設における薬物依存離脱指導を受けていない場合は、保護観察所においても薬物の再乱用防止に関するプログラムによる指導を受けないまま社会に復帰していることとなる。

しかし、刑事施設においては、薬物の依存性に着目し、覚せい剤事犯者には限定せずに、薬物事犯者に共通した内容の実践プログラムにより薬物依存離脱指導を実施しているところである。このため、これら覚せい剤事犯者以外の薬物事犯者に対しても、保護観察所において再乱用防止を目的とした専門的プログラムによる指導が実施されるようにする必要がある。

【所見】

したがって、法務省は、薬物事犯者に対する再乱用防止対策の徹底を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 矯正担当部局と更生保護担当部局との協議により、刑事施設における処遇結果等共有すべき情報内容について検討・整理し、情報提供の仕組みを見直すこと。

なお、個人情報に厳重なセキュリティを施した上での電子媒体による情報交換など事務省力化の方策についても、併せて、検討すること。

② 仮釈放されるA指標受刑者のうち刑事施設において薬物依存離脱指導を受けることができなかった者について、覚せい剤事犯者処遇プログラムの内容、受講基準等を見直すことなどにより、保護観察所において薬物の再乱用防止に関する指導を受けられるようにすること。

表1-(3)-⑰

(説明)

表 1 - (3) - ① 仮釈放及び仮退院期間中の保護観察に関する規定

○ 更生保護法 <抜粋>

(仮釈放中の保護観察)

第 40 条 仮釈放を許された者は、仮釈放の期間中、保護観察に付する。

(準用)

第 42 条 第 35 条から第 38 条まで、第 39 条第 2 項から第 5 項まで及び第 40 条の規定は、少年院からの仮退院について準用する。 (以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1 - (3) - ② 刑事施設及び少年院から保護観察所への情報提供（施設収容時）に関する規定

○ 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（平成 20 年法務省令第 28 号） <抜粋>

（身上関係事項の通知等）

第 7 条 刑事施設の長又は少年院の長は、懲役若しくは禁錮の刑に処せられた者又は少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 24 条第 1 項第 3 号の保護処分を受けた者を収容したときは、速やかに、当該刑事施設又は少年院の所在地を管轄する地方委員会及び刑事施設又は少年院に収容された者（以下「刑事施設等被収容者」という。）に係る帰住予定地（刑の執行のため刑事施設又は少年院に収容されている者、労役場に留置されている者、保護処分の執行のため少年院に収容されている者又は補導処分の執行のため婦人補導院に収容されている者が釈放された後に居住する予定の住居の所在地をいう。以下同じ。）を管轄する保護観察所の長に対し、書面により、次に掲げる事項を通知しなければならない。これらの事項に変動が生じた場合における当該変動に係る事項についても、同様とする。

一 刑事施設等被収容者の氏名、生年月日及び本籍

二、三 （略）

四 犯罪又は非行の概要、動機及び原因

五、六 （略）

七 生活歴

八 （略）

九 懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設に収容された者については刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）第 103 条の規定による指導（以下「改善指導」という。）の区分、懲役若しくは禁錮の刑又は保護処分の執行のため少年院に収容された者については少年院処遇規則（昭和 24 年法務府令第 60 号）第 13 条第 1 項に規定する矯正に関する計画

十 ～ 十三 （略）

○ 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程（平成 20 年 4 月 23 日付け法務省保観訓第 261 号） <抜粋>

（身上関係事項の通知等）

第 7 条 規則第 7 条第 1 項前段の書面は、懲役又は禁錮の刑に処せられた者については身上調査書（甲）（様式第 3 号）とし、少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 24 条第 1 項第 3 号の保護処分を受けた者については身上調査書（乙）（様式第 4 号）とする。

（注）下線は当省が付した。

表 1 - (3) - ③ 刑事施設からの仮釈放及び少年院からの仮退院の申出に関する規定

○ 更生保護法 <抜粋>

(仮釈放及び仮出場の申出)

第 34 条 刑事施設の長又は少年院の長は、懲役又は禁錮の刑の執行のため収容している者について、前条の期間が経過し、かつ、法務省令で定める基準に該当すると認めるときは、地方委員会に対し、仮釈放を許すべき旨の申出をしなければならない。

2 (略)

(仮退院を許す処分)

第 41 条 地方委員会は、保護処分の執行のため少年院に収容されている者について、処遇の最高段階に達し、仮に退院させることが改善更生のために相当であると認めるとき、その他仮に退院させることが改善更生のために特に必要であると認めるときは、決定をもって、仮退院を許すものとする。

○ 少年院法 (昭和 23 年法律第 169 号) <抜粋>

第 12 条 少年院の長は、在院者に対して矯正の目的を達したと認めるときは、地方更生保護委員会に対し、退院を許すべき旨の申出をしなければならない。

2 少年院の長は、在院者が処遇の最高段階に向上し、仮に退院を許すのが相当であると認めるときは、地方更生保護委員会に対し、仮退院を許すべき旨の申出をしなければならない。

○ 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則 <抜粋>

(少年院からの仮退院の申出の基準)

第 13 条 少年院の長は、保護処分の執行のため収容している者について、第 30 条に定める基準に該当すると認めるときは、地方委員会に対し、仮退院を許すべき旨の申出をするものとする。

2 (略)

(少年院からの仮退院許可の基準)

第 30 条 法第 41 条に規定する仮に退院させることが改善更生のために特に必要であると認めるときとは、保護処分の執行のため少年院に収容されている者が処遇の最高段階に達していない場合において、その努力により成績が向上し、保護観察に付することが改善更生のために特に必要であると認めるときとする。

(注) 下線は当省が付した。

表 1 - (3) - ④ 地方更生保護委員会から保護観察所への情報提供に関する規定

○ 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について
(平成 20 年 5 月 9 日付け法務省保観第 325 号矯正局長、保護局長依命通達) <抜粋>

第 2 仮釈放、仮出場、少年院からの仮退院及び婦人補導院からの仮退院

1～5 (略)

6 審理

(1)、(2) (略)

(3) 仮釈放等審理における 25 条調査

ア 地方委員会は、仮釈放等審理を開始したとき又は規則第 23 条の規定により引き続き審理を行うこととしたときは、その構成員である委員のうちから、法第 25 条第 1 項の規定による調査（以下「25 条調査」という。）を行わせる者を指名するものとする。（略）

イ アにより指名された委員は、仮釈放等を許すか否かを判断するために必要な資料を収集し、仮釈放等審理調査票（別紙様式 7）を作成するものとする。（以下略）

(4)、(5) (略)

(6) 評議

ア (略)

イ 地方委員会は、評議を行ったときは、仮釈放等検討結果記録（別紙様式 9）を作成するものとする。

（以下略）

7～10 (略)

11 仮釈放等を許す旨の決定をした後の事務処理

(1) 地方委員会は、事務規程第 21 条第 2 項前段の規定により決定通知書（事務規程様式第 25 号）を送付するときは、5 の(5)のアの判決書の写し、5 の(5)のイの国際受刑者移送法第 15 条第 1 項の書面の謄本及び同書面に添付された関係書類の謄本の写し又は 5 の(5)のウの決定書の謄本の写しを併せて送付するものとする。

(2) 地方委員会は、(1)の場合には、仮釈放等審理調査票の写し及び仮釈放等検討結果記録の写しを併せて送付するものとする。（以下略）

(注) 下線は当省が付した。

表 1 - (3) - ⑤ 少年院における処遇評価記録の保護観察所への提供に関する規定

○ 少年院及び少年鑑別所に必要な帳簿の取扱いについて（平成 13 年 3 月 22 日付け矯医第 671 号
矯正局長通達） <抜粋>

第 1 少年簿

1 (略)

2 少年院に関する事項

(1) ~ (4) (略)

(5) 少年院長は、在院者が仮退院により出院したときは、少年簿を保護観察を行う保護観察所に送付し、必要に応じてその写しを自庁に保管すること。

(以下略)

○ 個別的処遇計画の運用について（平成 3 年 7 月 10 日付け矯教第 1581 号矯正局教育課長依命通知） <抜粋>

1 (略)

2 個別的処遇計画の作成

(1) 個人別教育目標は、非行と密接に関連している問題性、教育可能性、保護環境上の問題性等を総合的に検討して、在院者に出院までに達成させるべき重点事項をおおむね 3 項目程度設定するものとする。

(2) 段階別到達目標は、前記(1)に基づき、より具体化したものを、新入時教育、中間期教育及び出院準備教育の各過程ごとに教育の予定期間を設け、発展的、段階的に設定することとする。(以下略)

3 ~ 10 (略)

11 個別的処遇計画の管理

個別的処遇計画の原表は、少年簿に準じて管理し、出院のときは少年院において保管し、写しを少年簿に編てつすることとする。

(以下略)

○ 少年院成績評価基準について（平成 3 年 6 月 1 日付け矯教第 1276 号矯正局長通達）

<抜粋>

1 ~ 3 (略)

4 評価結果の表示等

(1) 個人項目の評価は、原則として文章表現をもって行うものとする。ただし、必要があるときは、次の(2)に定める評定尺度の記号を付記することができる。

(2) 共通項目の評価は、各項目ごとの目標達成度及び努力の度合いを、おおむね次の評定尺度に基づいて行うものとし、必要があるときは、評定に関連する特記事項を付記することができるものとする。

- a 特に良好
- b 良好
- c 普通
- d 不良
- e 特に不良

(3) 個人別項目及び共通項目の評価の結果は、処遇審査会においてこれを総合的に審査し、次の評定尺度に基づいて総合評定を行うものとする。

- A 目標をおおむね達成している。又は、達成は不十分であっても顕著に努力している。
- B 目標をかなり達成しているが不十分である。又は、達成半ばであってもかなり努力している。
- C 目標を半ば達成している。又は、達成は少しでも普通に努力している。
- D 目標を少ししか達成していない。又は、余り努力をしていない。
- E 目標を全く達成していないし、また、全く努力もしていない。

(4) 評価を行ったときは、その結果を成績評価票に基づき、その都度、成績経過記録表に記載するものとする。

5、6 (略)

7 運用上の留意事項

(1)、(2) (略)

(3) 成績経過記録表の原表は、少年簿に準じて管理し、出院のときは、少年院において保管し、写しを少年簿に編てつすることとする。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1 - (3) - ⑥ 刑事施設における改善指導の評価記録等に関する規定

○ 受刑者の各種指導に関する訓令 <抜粋>

(指導の記録)

第 9 条 改善指導を実施したときは、矯正局長が定めるところにより、その記録を行う。

(改善指導の評価)

第 10 条 刑事施設の長は、受刑者に改善指導を実施した場合には、毎月、その月におけるその指導の成績及び受講態度の評価を行うものとする。

2 刑事施設の長は、期間を定めて行う改善指導を実施した場合には、前項に規定する評価のほか、その指導の終了時に、その指導の成績及び受講態度の評価を行うものとする。

3 前 2 項の評価の方法については、矯正局長が定める。

(以下略)

○ 受刑者の各種指導に関する訓令の運用について（平成 18 年 5 月 23 日付け法務省矯成第 3349 号 矯正管区長・行刑施設の長あて矯正局長依命通達） <抜粋>

1～3 (略)

4 改善指導の記録について（訓令第 9 条関係）

改善指導の記録は、受刑者ごとに、受刑者の処遇調査に関する訓令（平成 18 年法務省矯成訓第 3308 号大臣訓令）第 10 条に規定する処遇調査票により行うほか、適宜の方法により行うこと。

(略)

5 改善指導の評価について（訓令第 10 条関係）

(1) 評価の方法

改善指導の成績及び受講態度の評価（以下「評価」という。）は、当該指導の実施担当者（これにより難しい場合は、指導の内容に応じて刑事施設の長がその職員のうちから指名する者）が評定した後、刑事施設の長が評価担当者の監督者のうちから指名する調整者が確認し、必要に応じて調整すること。

(2) 毎月の評価区分

訓令第 10 条第 1 項に規定する評価の区分は、次のとおりとすること。

ア a 指導の成績及び受講態度が良好である。

イ b 指導の成績及び受講態度が普通である。

ウ c 指導の成績及び受講態度が不良である。

(3) 指導終了時の評価区分

訓令第 10 条第 2 項に規定する評価の区分は、次のとおりとすること。

ア A 指導の成績及び受講態度が特に良好である。

イ B 指導の成績及び受講態度が良好である。

ウ C 指導の成績及び受講態度が普通である。

エ D 指導の成績及び受講態度がやや不良である。

オ E 指導の成績及び受講態度が不良である。

(4) 評価票

評価の結果は、平成 18 年 5 月 23 日付け法務省矯成第 3311 号当職依命通達「受刑者の処遇要領に関する訓令の運用について」に定める評価票に記載すること。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1 - (3) - ⑦ 保護観察所から少年院への情報提供（保護観察終結時）に関する規定

○ 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程 <抜粋>

(少年院仮退院者に係る保護観察事件の終結)

第 99 条 保護観察所の長は、次に掲げる場合には、少年院仮退院者の保護観察事件に係る事務を終結するものとする。

- (1)、(2) (略)
- (3) 家庭裁判所から少年院仮退院者に対する保護処分を取り消した旨の通知を受けたとき。
- (4) 保護観察の期間が満了したとき。
- (5) 少年院仮退院者が死亡したことを知ったとき。
- (6) (略)

○ 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について <抜粋>

第 7 その他

1～3 (略)

4 保護観察の状況等の通知

- (1) (略)
- (2) 家庭裁判所等に対する通知

ア (略)

イ 保護観察所の長は、少年院仮退院者について、事務規程第 99 条第 1 項第 3 号から第 5 号までのいずれかに該当する事由が生じたときは、当該少年院仮退院者に対する保護処分をした家庭裁判所及び当該少年院仮退院者が仮退院した時点において収容されていた少年院の長に対し、保護観察終結通知書（乙）（別紙様式 75）により、その旨を通知するものとする。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1 - (3) - ⑧ 法務総合研究所の研究部報告における刑事施設と保護観察所の連携強化の必要性に関する記述

○ 法務総合研究所研究部報告 27 - アジア地域における薬物乱用の動向と効果的な薬物乱用者処遇対策に関する調査研究 - (平成 17 年 6 月発行) <抜粋>

第 3 部 日本における薬物乱用者処遇の現状と課題

第 2 日本における薬物乱用者処遇の課題

1 薬物乱用者処遇に関する基本的視点

(略) 法に基づく強制的な処遇の期間は、対象者の人権保障のため、施設内及び社会内処遇ともに限定されている。しかし、薬物乱用からの回復は上記のような長い時間的経過を要するため、①施設内処遇から社会内処遇への移行、②施設内又は社会内処遇終了後のアフターケアへの移行という、それぞれ、次の段階への円滑な移行が、薬物乱用者の薬物再使用を防止し、その社会への再統合を図る上で極めて重要である(以下略)。

2 (略)

3 日本の実務の展望

(1) (略)

(2) 保護観察(社会内処遇)における薬物乱用者処遇の充実と継続的処遇のための体制整備

保護観察においては、刑務所や少年院から仮釈放となった者について、「類型別処遇制度」に基づき、シンナー等乱用対象者、覚せい剤事犯対象者、問題飲酒対象者について、それぞれ、詳細な基準に基づいた処遇が行われることになっている。これは、それらの者が施設内で受けてきた薬物乱用者処遇の効果を維持するための継続的処遇の一環としての意義も有する。(略)

(3) 刑事司法機関と関係機関との連携強化

薬物乱用者処遇は、警察、厚生労働省、海上保安庁、法務省、裁判所、児童相談所、病院など多くの機関が関係しているが、日本においては、これらの相互の連携は、いまだに十分に機能していないことが問題として指摘されている。(略)

第 1 に、法務省内の連携である。(略)

行刑施設にとっては、保護観察所との連携を更に強化することが必要である。(略)

行刑施設からは、入所時の分類調査票に基づく情報が保護観察所に提供されているが、十分に情報が共有されているとは言い難い状況にあるので、今後は、必要に応じて、最新の必要かつ十分な情報を提供することを検討すべきであろう。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1 - (3) - ⑨ 有識者会議による更生保護官署と関係機関との連携強化等に関する提言

○ 「更生保護のあり方を考える有識者会議」報告書「更生保護制度改革の提言－安全・安心の国づくり、地域づくりを目指して－」（平成 18 年 6 月 27 日） <抜粋>

第 3 提言事項

当面の課題

1 保護観察の充実強化

(1)～(5) (略)

(6) 関係機関との連携強化及び情報の共有化等

ア 刑事司法関係機関との連携強化

充実した仮釈放審理及び保護観察処遇を行うためには、更生保護官署が、捜査・裁判・矯正の各段階で収集された情報を積極的に活用する必要があり、刑事事件記録等を保護観察官がより積極的に活用するように運用を改善すべきである。なお、刑事事件記録等の活用を考えるに当たっては、本人に不利な情報のみを参考にするのしないよう配慮する必要がある。

取り分け、矯正との関係については、豊富な情報に基づく充実した仮釈放審理を実現するとともに、施設内処遇と社会内処遇との有機的な連携を確保し、仮釈放後の社会内処遇を効果的に行うため、これまで以上に豊富な情報が矯正から更生保護官署に提供されるようにすべきである。また、施設駐在官制度の拡充・見直しや人事交流の一層の活発化等を通じて、その連携を強化する必要がある。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1 - (3) - ⑩ 保護観察所が実施する「覚せい剤事犯者処遇プログラム」に関する規定

○ 覚せい剤事犯者処遇プログラムを活用した保護観察の実施について（平成 20 年 5 月 9 日付け法務省保観第 347 号地方更生保護委員会委員長・保護観察所長あて保護局長通達） <抜粋>

○ 別紙 覚せい剤事犯者処遇プログラム実施要領

1 目的

覚せい剤の使用を反復する犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対し、心理学等の専門的知識に基づき、覚せい剤の悪影響と依存性を認識させ、覚せい剤依存に至った自己の問題性について理解させるとともに、簡易薬物検出検査において薬物が検出されない旨の結果を出し続けることを目標として、覚せい剤を再び使用しないとの意志を強化し、これを持続させつつ、再び覚せい剤を使用しないようにするための具体的な方法を習得させ、上記の犯罪傾向を改善する覚せい剤事犯者処遇プログラム（以下「本プログラム」という。）の内容、実施方法等を定め、これを適切に実施することを目的とする。

2 実施対象者

保護観察に付される理由となった犯罪事実（仮釈放者にあつては、今回の刑事施設又は少年院への収容中に執行された刑に係る犯罪事実。以下同じ。）中に、覚せい剤の自己使用の罪（覚せい剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）第 19 条及び第 41 条の 3 第 1 項第 1 号）に当たる事実が含まれる仮釈放者又は保護観察付執行猶予者であつて、次に該当する者については、本プログラムを受けることを特別遵守事項に定めることにより、実施するものとする。

(1) 仮釈放者

保護観察期間が 6 月以上の仮釈放者

(2) (略)

(3) 除外条件

次に掲げる保護観察対象者については、(1) 及び(2)にかかわらず、本プログラムを受けることを特別遵守事項に定めることはしないものとする。

ア 重度の精神障害者（薬物依存症を除く。）又は重度の知的障害者

イ 日本語を理解できない者

ウ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令 319 号）第 24 条に掲げる退去強制事由に該当し、本邦からの退去を強制される可能性が極めて高い者

エ 重い疾病又は障害により本プログラムを実施することが極めて困難である者

3 仮釈放者に対する特別遵守事項の設定等

(1)、(2) (略)

(3) 特別遵守事項の設定

地方委員会は、2 に該当する受刑者について仮釈放を許す旨の決定をするときは、本プログラムを受けることを特別遵守事項として設定するものとする。

4 (略)

5 本プログラムの内容

本プログラムは、覚せい剤の使用をやめようとするその者の意志を強化し、これを持続させることを目的として実施する簡易薬物検出検査と、再び覚せい剤を使用しないようにするための具体的な方法を習得させることを主な目的とする教育課程(以下「教育課程」という。)により構成された全5課程からなる専門的処遇を内容とする。

6 本プログラムの実施方法等

(1) 実施者

実施者は、保護観察対象者の保護観察をつかさどる保護観察所の保護観察官とする。

(2) 実施場所等

実施場所は、保護観察所(支部及び駐在官事務所を含む。)とする。

(3) 実施方法

ア、イ (略)

ウ 教育課程の実施方法

個別処遇により実施するものとする。ただし、集団処遇により実施するときは、当該職あて内議すること。

(4) 実施のための接触の頻度

ア 本プログラムを実施するため、その対象である保護観察対象者を保護観察所に出頭させる頻度は、おおむね2週間に1回とする。

イ アの頻度により出頭すると社会生活に支障が生ずると認められるものについては、少なくとも毎月1回の頻度で出頭させ、これに加えて、当該保護観察対象者の個別事情に応じて最もふさわしいと認められる頻度により、出頭日を指定できるものとする。

ウ ア又はイに定める接触のいずれの場合であっても、保護観察開始後6月以内に本プログラムの全課程を修了させることとする。

(5)、(6) (略)

7 その他

(1) (略)

(2) 本プログラムの対象となる者以外の保護観察対象者への適用

本プログラムの対象となる者以外の保護観察対象者のうち、覚せい剤の使用を反復する犯罪的傾向を有し、本プログラムを受講させることが特に必要と認められる者に対しては、当該保護観察対象者の自発的意思に基づいて本プログラムを実施することができるものとする。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1 - (3) - ⑪ 刑事施設等から保護観察所への情報提供の状況（その 1 刑事施設等が作成する主な書類及び記載内容等）

書類の名称	作成機関			成人犯罪の場合 (刑事施設等が保有する情報)		少年非行の場合 (少年院等が保有する情報)	
	刑事施設	少年院	地方更生保護委員会	記載されている主な情報	保護観察所への提供	記載されている主な情報	保護観察所への提供
身上調査書	○	○		犯罪の概要、動機・原因、反社会的集団との関係、精神状況（知能段階、性格特徴、精神障害）、将来の生活設計（職業歴、学歴、資格）、処遇指標	○	ほぼ左と同じ内容（処遇指標を除く。）ただし、本人の生活歴について詳細な情報の記載あり。	○
少年簿 (少年鑑別所 が作成したもの のを、少年院が 引き継ぎ、追加 作成するもの)		○				(1)少年鑑別所において作成したもの 家族構成、入所時の行動観察結果、面接・通信の記録、処遇指針、家庭裁判所による審判時の態度等 (2)少年院において作成したもの 少年院において実施した処遇の開始時期及び終了時期、資格の取得状況、面会日時等 (3)編てつ書類等 ①家庭裁判所関係決定書類、②健康診断簿、③身上調査書、④生活環境調整状況通知書、⑤仮退院決定通知書、⑥反省文 等	○
個別的処遇計画（表）		○				処遇上の留意事項（性格の分析、過去の生活歴）、個人別教育目標、各教育過程（新入時教育、中間期教育及び出院準備教育）における段階別教育目標、具体的な教育方法	○
成績経過記録表		○				上記の段階別教育目標に対する達成度の評価結果（在院時の行動観察に基づく記述）、各教育過程の編入時期及び各過程における学習態度等についての評価（a～eの5段階表記）、保護者との関係（面会時の態度、姿勢等）、出院時の生活設計（就労の見込み等についての情報）、総評	○
処遇調査票	○			処遇調査（収容時及びおおむね6か月おきに実施）の実施時期、心身状況（過去の入院歴等）、犯罪傾向（処遇指標（A又はB）及びその判定理由）、保安上の留意事項（性格の分析、薬物使用歴、反社会的集団所属歴、精神科通院歴等）、居室配置上の留意事項（集団生活への適応可能性）、保護上の留意事項等（家族との連絡の状況）、作業指定の状況（過去の職歴、免許・資格、作業適性）、改善指導の状況（指導に対する姿勢、希望・意欲）、改善すべき問題点（出所後の生活における留意点等）、教科指導の状況（学歴、学力等）、処遇経過（薬物依存離脱指導の実施時期を含む。）	×		
評価票	○			矯正処遇の目標ごとの評定、薬物依存離脱指導を含む矯正処遇の評価（毎月及び指導終了時）	×		
仮釈放等調査票			○	生活歴、犯罪歴、施設内の生活及び処遇の状況、釈放後の生活環境・生活計画、調査者の所見、覚せい剤事犯者処遇プログラムの受講意思の有無	○	生活歴、非行歴、施設内の生活及び処遇の状況、釈放後の生活環境、生活計画、調査者の所見	○
決定通知書			○	刑名及び刑期、特別遵守事項（覚せい剤事犯者処遇プログラムを受けること、交友関係に関する事項）	○	特別遵守事項（就職活動や交友関係に関する事項）	○
仮釈放等審理調査票			○	犯罪の概要、次の検討事項についての具体的な情報（悔悟の情、改善更生の意欲、再犯のおそれ、保護観察に付することの相当性、社会の感情）	○	次の検討事項についての具体的な情報（少年院における処遇の段階、保護観察に付することの相当性（①生活歴、②非行の内容及び動機、③非行を悔いる気持ち、④保護者の監護能力等）	○
仮釈放等検討結果記録			○	上記の検討事項についての検討結果、帰住予定地、特別遵守事項	○	上記の検討事項についての検討結果、・指定帰住地	○

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (3) - ⑪ 刑事施設等から保護観察所への情報提供の状況

(その2 8 保護観察所における、刑事施設及び少年院から提供された資料の分量調べ)

(単位：ページ)

書類の名称	刑事施設からの情報 (任意に抽出した1名分)			少年院からの情報 (任意に抽出した1名分)								
	身上 調査書 (甲)	身上変動 通知書 (甲)	合 計	少年簿 (A)	身上 調査書 (乙)	身上変動 通知書 (乙)	計 (B)	A - B (C)	個別的 処遇計画 (表) (D)	成績経過 記録表 (E)	C + D + E	合 計 (A + D + E)
札幌保護観察所	6	1	7	168	7	9	16	152	2	3	157	173
盛岡保護観察所	4	0	4	109	6	8	14	95	1	1	97	111
宇都宮保護観察所	4	0	4	78	7	2	9	69	1	1	71	80
名古屋保護観察所	7	1	8	181	6	27	33	148	2	2	152	185
神戸保護観察所	6	0	6	273	5	12	17	256	1	2	259	276
山口保護観察所	5	3	8	70	10	2	12	58	1	1	60	72
松山保護観察所	6	2	8	263	8	2	10	253	1	1	255	265
福岡保護観察所	4	2	6	139	9	6	15	124	1	3	128	143
合 計	42	9	51	1,281	58	68	126	1,155	10	14	1,179	1,305
平 均	5.3	1.1	6.4	160.1	7.3	8.5	15.8	144.4	1.3	1.8	147.4	163.1

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (3) - ⑫ 保護観察所における刑事施設からの情報提供の推進に関する意見等

保護観察所名	平成 20 年における薬物事犯に係る保護観察事件の受理実績	刑事施設からの情報提供の推進を希望する意見
札幌保護観察所	159 人 (113 人)	<p>保護観察対象者が保護観察に付される前段階において、刑事施設内でどのような薬物依存離脱指導を受けてきたかという情報は、保護観察所において覚せい剤事犯者処遇プログラム等による処遇を行う上で有益な情報である。</p> <p>現状では、保護観察開始時に保護観察対象者に直接聴取して刑事施設収容時にどのような指導を受けてきたかを把握しているが、当該情報が事前に入手できれば、どのような点について集中して指導を行えばよいかといった指導方針が立てやすくなり、よりスムーズで効果的な指導が可能となる。</p>
宇都宮保護観察所	129 人 (106 人)	<p>保護観察対象者に対する刑事施設収容時における薬物依存離脱指導の実施状況に関する情報が確実に提供されれば、保護観察開始時に「保護観察の実施計画」を作成する際に、より具体的な課題や目標を設定することができ、また、刑事施設における客観的な評価情報を同計画に記載することができるため、保護観察官等による指導を効果的に行うことが可能となる。</p>
名古屋保護観察所	218 人 (142 人)	<p>保護観察対象者に対する刑事施設収容時における薬物依存離脱指導の実施状況に関する客観的な情報があれば、覚せい剤事犯者処遇プログラム等による指導を効果的に行うことができる。</p> <p>また、対象者との面接時に、刑事施設収容期間中に薬物依存離脱指導によりどのような影響を受けたか等についての確かな聞き取りが可能となり、その後の指導に役立てることができる。</p>
山口保護観察所	48 人 (37 人)	<p>保護観察対象者が、刑事施設収容期間中に、薬物依存離脱指導を通じ、薬物依存について、どのような自覚や断薬への心構え等を持つようになったのかという具体的な心情の変化が分かる資料があれば、保護観察を行う上で参考になる。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「平成 20 年における薬物事犯者の受理実績」欄の () 内は、受理実績のうち、刑事施設からの仮釈放者の人数である。

表 1 - (3) - ⑬ 保護観察の終結時に保護観察所から少年院へ提供される情報

書類の名称	記載されている主な情報
保護観察終結通知書 (乙)	特別遵守事項、保護観察の終結事由、保護観察の終結時における就業状況、 家庭の状況、交友状況、保護観察期間中の遵守事項の遵守の状況

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (3) - ⑭ 13 刑事施設における平成 20 年に仮釈放された R 1 指定者に対する薬物依存離脱指導の実施状況

(単位：人、%)

刑事施設名等		仮釈放者数 (a)	aのうち指導実施者数	aのうち指導未実施者数 (b)	未実施率 (b/a)	
A 指標施設	A 指標 刑務所	松山刑務所	39	16	23	59.0
	社会復帰促進センター	喜連川社会復帰促進センター	57	36	21	36.8
		播磨社会復帰促進センター	34	34	0	0
	少年刑務所	川越少年刑務所	73	32	41	56.2
	拘置所	東京拘置所	39	39	0	0
		大阪拘置所	91	91	0	0
		福岡拘置所	11	10	1	9.1
小 計		344	258	86	25.0	
B 指標施設	B 指標 刑務所	札幌刑務所	72	13	59	81.9
		名古屋刑務所	77	35	42	54.5
		福岡刑務所	190	49	141	74.2
	少年刑務所	盛岡少年刑務所	22	17	5	22.7
	小 計		361	114	247	68.4
A 指標受刑者及び B 指標受刑者を収容する施設	女子刑務所	栃木刑務所	80	80	0	0
		岩国刑務所	54	54	0	0
	小 計		134	134	0	0
合 計		839	506	333	39.7	

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (3) - ⑮ R 1 指定を受けた覚せい剤事犯者で、刑事施設への収容から保護観察の終了までの間に一度も再乱用防止に向けた薬物依存離脱指導又は専門的処遇プログラムによる指導を受けない者が発生しているおそれがある状況

法務省は、平成 20 年 6 月より全国の保護観察所で実施している「覚せい剤事犯者処遇プログラム」について、刑事施設からの仮釈放者は、刑事施設における薬物依存離脱指導の有無にかかわらず、保護観察期間が 6 か月以上の者については受講を義務付け、それ以外の者については、覚せい剤事犯者の特性を踏まえ、断薬意志の強化、不良集団との絶縁、就労指導等に関して保護観察の実施計画を策定し、個別に処遇を実施している。

このため、調査した 8 保護観察所における平成 20 年度の覚せい剤事犯者処遇プログラムの指導実績をみると、下表のとおり、平成 20 年 6 月以降に刑事施設から仮釈放された覚せい剤事犯者（自己使用の罪による。重い疾病や障害などにより指導が困難な者は除く。）588 人のうち、保護観察期間が 6 か月未満の 440 人（74.8%）は、同プログラムによる指導が義務付けられていない。

当省が調査した 13 刑事施設では、平成 20 年に仮釈放された R 1 指定者 839 人のうち、333 人（39.7%）が薬物依存離脱指導を受けていない（表 1 - (3) - ⑭参照）ことから、上記 440 人の中には、刑事施設収容期間中に薬物依存離脱指導を受けていない者がいる可能性があり、刑事施設への収容時に覚せい剤に対する依存があると R 1 指定を受けながら、仮釈放後に保護観察が終了して通常の社会生活に戻るまでの間に、一度も再乱用防止に向けたプログラムによる指導を受けないまま社会に復帰する者が発生しているおそれがある。

表 平成 20 年度に刑事施設から仮釈放された覚せい剤事犯者の覚せい剤事犯者処遇プログラム未受講・対象外の状況（単位：人、%）

保護観察所名	保護観察期間 6 か月以上の保護観察対象人員数		保護観察期間 6 か月未満（プログラム対象外）の保護観察対象人員数	合 計 (A)		未受講・対象外率 (B/A)
		プログラム未受講者数			プログラム未受講か対象外の者の数 (B)	
札幌保護観察所	21	0	58	79	58	73.4
盛岡保護観察所	4	0	5	9	5	55.6
宇都宮保護観察所	15	0	58	73	58	79.5
名古屋保護観察所	27	0	96	123	96	78.0
神戸保護観察所	33	0	85	118	85	72.0
山口保護観察所	8	0	20	28	20	71.4
松山保護観察所	5	0	24	29	24	82.8
福岡保護観察所	35	0	94	129	94	72.9
計	148	0	440	588	440	74.8

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 20 年 6 月以降に仮釈放が決定された覚せい剤事犯者（自己使用の罪による者。ただし、重度の障害者等、「覚せい剤事犯者処遇プログラムを活用した保護観察の実施について（通達）」（平成 20 年 5 月 9 日付け法務省保観第 347 号）に定める除外条件に該当する者を除く。）について作成した。

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (3) - ⑯ 名古屋刑務所において、居室におけるビデオ視聴等による学習方法により、薬物依存離脱指導を実施している例

名古屋刑務所では、平成 18 年度は、グループワーク（1 グループ当たり 7 人から 10 人程度。第 1 犯と第 2 班の 2 グループで、それぞれ年間 2 クール）により薬物依存離脱指導を実施したが、R 1 指定者が多い（20 年末現在 741 人）一方で、上記の指導方法では年間に 40 人程度しか指導できなかったため、19 年度から、指導対象者を増やすために指導方法を見直し、新たに「集団指導移行版」の実践プログラムを追加している。

集団指導移行版による指導方法は、次のとおり、R 1 指定者に、それぞれの居室において薬物の再乱用防止に関する内容のビデオを視聴させた上でワークシートを作成・提出させるものとなっており、名古屋刑務所では、この指導方法により、平成 19 年度は 544 人、20 年度は 368 人の R 1 指定者に対して薬物依存離脱指導を実施している。

表 名古屋刑務所における集団指導移行版の実践プログラムによる薬物依存離脱指導の実施状況

指導対象者	指導方法	1クール当たり 単元数及び期間	指導実績
R 1 指定者で、 集団指導に対する 動機付けが不十分な者	1 単元～6 単元では、居室において、毎月 2 回（第 2、第 4 金曜日）、薬物乱用防止に関するビデオを視聴させた後、ワークシートを作成・提出させる。 7 単元では、5 人～15 人単位でグループワークを行う。	50 分×7 単元 5 か月	平成 19 年度： 544 人 20 年度： 368 人

（注）名古屋刑務所における「集団指導移行版」実践プログラム等に基づき当省が作成した。

（注）当省の調査結果による。

表 1 - (3) - ⑰ 8 保護観察所における薬物事犯に係る保護観察事件（3号観察及び4号観察）の受理実績（平成 20 年）

（単位：人、％）

保護観察所名	覚せい剤事犯者以外の薬物事犯者								覚せい剤 事犯者		合 計 (B)		覚せい剤事犯者 以外の者の割合 (A/B)	
	麻薬及び 向精神薬		大 麻		毒物及 び劇物		計 (A)							
	3号	4号	3号	4号	3号	4号	3号	4号	3号	4号	3号	4号	3号	4号
札幌保護観察所	3	0	2	3	0	3	5	6	108	13	113	19	4.4	31.6
盛岡保護観察所	1	0	1	1	0	0	2	1	11	3	13	4	15.4	25.0
宇都宮保護観察所	1	0	7	3	3	0	11	3	95	14	106	17	10.4	17.6
名古屋保護観察所	7	1	2	1	2	3	11	5	131	26	142	31	7.7	16.1
神戸保護観察所	5	0	1	2	5	2	11	4	206	21	217	25	5.1	16.0
山口保護観察所	1	0	0	0	3	0	4	0	33	7	37	7	10.8	0
松山保護観察所	2	0	0	0	1	0	3	0	45	4	48	4	6.3	0
福岡保護観察所	3	1	2	4	11	2	16	7	152	10	168	17	9.5	41.2
計	23	2	15	14	25	10	63	26	781	98	844	124	7.5	21.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 3号観察とは、刑事施設からの仮釈放を許された者に対する保護観察であり、4号観察とは、裁判で刑の執行を猶予され保護観察に付された者に対する保護観察である。